



ス 第 599 号  
岩ス少第 53 号  
令和 4 年 2 月 25 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

岩手県文化スポーツ部 部 長 熊谷 正則  
岩手県スポーツ少年団 本部長 白根 敬介

新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえたスポーツ少年団活動について（協力依頼）

このことについて、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の発令に伴い、県スポーツ少年団本部から「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（改定）に伴う今後の活動について（お願い）」（令和 4 年 2 月 2 日付け岩ス少第 46 号）により協力を依頼したところですが、改めて、感染防止に向けた活動を徹底されますよう、下記のとおり通知します。

また、本件について、単位団に対しても周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 スポーツ少年団の活動については、「学校での感染拡大リスクの高まりを踏まえた教育活動について」（令和 4 年 2 月 1 日付け教学第 1736 号、教保第 612 号）を踏まえ、次のとおり行うこと。
  - (1) スポーツ少年団活動について
    - ア 活動にあたっては、「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日付け通知）」を参考に、感染症対策を徹底した上で行うこと。
    - イ 活動日は「平日のみ」、活動時間は「2 時間以内」とすること。
    - ウ 他チーム等との練習試合や合同練習は原則禁止とすること。（合宿も禁止）
    - エ 直近（1 か月程度）に公式大会（中央競技団体等が主催する全国大会等）を控えているスポーツ活動については、上記イ及びウの限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。
  - (2) 公式大会（東北・全国大会等）への参加について
    - ア 中央競技団体等が主催する全国大会等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を事前に確認するなど慎重に判断し、保護者の同意を得た上で参加すること。
    - イ 大会参加前後の健康観察を徹底すること。
- 2 添付書類
  - (1) 「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（改定）に伴う今後の活動について（お願い）」（令和 4 年 2 月 2 日付け岩ス少第 46 号）
  - (2) 「学校での感染拡大リスクの高まりを踏まえた教育活動について」（令和 4 年 2 月 1 日付け教学第 1736 号、教保第 612 号）
  - (3) 「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日付け通知）」
  - (4) 新型コロナウイルス感染症対策本部 第 50 回本部員会議「知事メッセージ」

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課  
担当：主査スポーツ振興専門員 佐々木  
TEL 019-629-6495（直通）

岩手県スポーツ少年団本部（岩手県体育協会内）  
担当：主事 細川  
TEL 019-648-0400（直通）